

リソラ社会保険労務士法人 一般事業主行動計画

スタッフがその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和9年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：育児休業を取得予定の社員及び育児休業から復職した社員に対するメンター制度を導入する。

<対策>

- 令和6年6月～ 検討開始、
- 令和6年8月～ 運用ルールの決定、メンター選定、メンター研修の実施
- 令和6年10月～ 制度導入、グループウェアなどによるスタッフへの周知

目標2：令和8年4月までに、小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 令和7年11月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和8年2月～ 制度の導入、グループウェアなどによるスタッフへの周知

目標3：令和8年4月までに、子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、育児・介護休業法の規定を上回る日数付与、いわゆる「中抜け」（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ること）で取得できる制度など）。

<対策>

- 令和7年12月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和8年3月～ 制度の導入グループウェアなどによるスタッフへの周知

目標4：将来的に男女とも育児休業取得率100%、育児休業期間1カ月以上を目指す

<対策>

- 令和6年12月～ 社員へのヒアリング、取り組みの検討開始